

第1項（一般事項）：

- 本賃貸借契約（以下「レンタル契約」という）は、お客様（以下「甲」という）と株式会社Baru Production（以下「乙」という）との間で締結されます。特に別途書類が作成されない場合、以下の条文が適用されます。

第2項（物件）：

- 乙は甲に対し、お客様控えまたは納品書に記載されたレンタル物件（以下、「物件」とする）を提供し、甲はこれを借りるものとする。

第3項（レンタル期間）：

- レンタル期間は、お客様控えまたは納品書に記載された期間に準拠します。この契約に基づくレンタルは、特定の場合を除き、レンタル期間が終了するまで解約または終了することはできません。

第4項目（料金）：

- 甲は、乙が発行したレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて計算されたレンタル料金、運送諸経費、その他の代金などに消費税を加えた金額（以下「レンタル料金」とする）を乙に支払うものとします。

第5項（予約の失効およびレンタル契約の取り消し）：

- 乙は、甲に対してレンタル機材を引き渡し前日までに、乙が発行する請求書等に基づくレンタル料金の全額を甲が支払わない場合、乙の判断により予約は自動的に失効し、レンタル契約は取り消されたものとみなします。この場合、甲は乙に対していかなる補償請求も行わないものとします。

第6項（後払いの特例）：

- 甲がレンタル機材の引き渡し前日までに支払いが困難な場合、乙は特例として後払いを認めることがあります。ただし、後払いを適用するには、乙が定める条件を満たす必要があります。

第7項（物件の引き渡し）：

- 乙は、物件を甲の使用日の前営業日午後（14:00以降の営業時間内）に引き渡します。甲は物件を使用最終日の翌営業日午前中（9:00以降12:00まで）に返却します。なお、交通機関の遅延による納品遅れから生じる甲の損害について、乙は責任を負いません。

第8項（担保責任）：

- 乙は甲に対し、物件が正常な機能を備えていることを保証しますが、使用目的への適合性については保証しません。また、甲はレンタル機材を受け取ったら、動作チェックを行い、破損や故障があれば乙に直ちに連絡しなければなりません。

第9項（担保責任の範囲）：

- レンタル期間中、甲の責によらない理由で性能の欠陥が生じ、物件が正常に作動しない場合、乙は物件の交換または修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料金を日割り計算で減免できます。乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第10項（物件の使用、保管）：

- 甲は物件を適切に管理し、本来の使用目的以外に使用してはならない。甲は乙の書面による承認を得ずに、物件を譲渡、転借、転売または改造してはならない。

第11項（滅失、破損時の責任）：

- 甲は乙より借受けた機材を、受領時と同等の状態で返却しなければならない。もし機材が返却時に滅失または破損していた場合、甲は故意であろうと過失であろうと、それに伴う乙の損害を負担しなければならない。

第12項（レンタル期間の延長）：

- 甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾できます。ただし、乙が延長不能と判断した場合、甲は当初の契約通り返却しなければならない。

第13項（物件の返還遅延の損害金）：

- 甲は乙に対して物件の返還を行う場合、もし返還が遅れた場合は、甲はその期日から返還が完了するまでの間、遅延損害金を支払うものとします。

第14項（乙の権利譲渡）：

- 乙は、この契約に基づく乙の権利を第三者に譲渡し、または担保に差し入れることができます。

第15項（規約の変更）：

- 本規約の内容は甲の同意なしに変更されることがあります。ただし、変更により甲にとって不利益になる場合は、この限りではない。

第16項（合意管轄）：

- 本レンタル契約に関する訴訟が発生した場合、乙の所在地にある裁判所を全管轄裁判所とする。

(甲)

年 月 日

住所

法人名(又は屋号)

代表者名(又は担当者)

印

tel :

mobile :

e-mail :

(乙)

810-0005

福岡市中央区清川2-4-29

清川ロータリープレイス104号

株式会社Baru Production

代表取締役 関 征士

